






H28.10.25

告 1 2 6

環境生活課	自然環境保	主 産 (自然環境)	係
			 

自然公園法の手続について、
本書のとおり進めることとある。
(富永部長 レウ洛)
14:00 ~ 14:20

チセヌプリスキー場の譲渡について

I 蘭越町への指導

1 国定公園事業廃止届

〔問題点〕原状回復（建物等の撤去）がされない。

→ JRT が原状回復義務を負うことを条件に事業廃止する。

〔添付書類〕

- ・道有林賃貸の契約書

- ・「契約者の地位の継承に関する契約書」（写）（11月中旬締結予定）

- ・（有）JRT が現状回復義務を負う旨の確約書。

II (有) JRT への指導

1 行為許可

グレンデの笹刈り、施設の改修等の行為の都度、許可申請で処理。

- ・第3種特別地域のため、許可基準に沿って対応可能と予想される。

2 国定公園内で営業することに関する運営計画書等

- ・法人登記事項証明書（写）、定款、役員名簿

- ・事業計画書、収支予算書

- ・（有）JRT が現状回復義務を負う旨の確約書。

- ・原状回復を担保する資金証明等の書類

3 国定公園事業認可

- ・数年後、索道事業を開始する場合、公園事業となるが、CATの扱いをどうすべきか。

→ 環境省に確認

I、II-1、2 ~ 11月中旬までに手続きを終了させる。

II-3 ~ 公園グループを通し、環境省に確認。

報 告 書

分類記号	保存期間

回付番号	報告年月日	取扱方法	文書番号
第 号	H28・10・6		225

報告者

次のとおり報告する。

環境生活部 環境局生物多様性保全課 自然公園グループ
 主査（公園保全） 大宮 久俊
 電話 24-365

標題

ニセコ積丹小樽海岸国定公園湯本温泉スキー場（オアリスキ-場）の権利譲渡について

情報公開用標題


ニセコ積丹小樽海岸国定公園湯本温泉スキー場（オアリスキ-場）の権利譲渡について

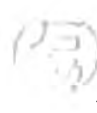
趣旨


先に環境省国立公園課に照会していた件について、別紙のとおり回答があったので、報告する。
 （本報告書の写しを後志総合振興局環境生活課に送付する）


報告先

自然公園担当課長 小林 貴子 主幹（知床・計画） 石動 自然公園グループ 主査（公園保全） 大宮 久俊









ニセコ積丹小樽海岸国立公園湯本温泉スキー場（セブリスキー場）の権利譲渡について

1 CAT（雪上車）を使用したスキー場事業の認可について

平成28年6月末に環境省国立公園課に照会していた件で、別紙のとおり回答があった。

(回答要旨)

・スキーゲレンデなどの公道以外を、雪上車で旅客輸送を行うことについては、調査の結果、所管法令がなく、所管省庁もない状況であり、安全性が担保されず、責任の所在が不明瞭な行為について、自然公園法上のスキー場事業として認可することは困難である。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

北海道生物多様性保全課 大宮様

平素よりお世話になっております。
環境省国立公園課の浜でございます。

本件につきましては、回答に時間を要しまして申し訳ありません。
結論を申し上げますと、現状では、
ゲレンデの上部に索道でなく雪上車で利用者を輸送するタイプのスキー場に対して、
自然公園法のスキー場事業として認可することは困難、という検討結果となりました。

考え方のポイントとしては、以前大宮さんにもお話しました、
雪上車による旅客輸送の安全性等を担保する法律等があるのか、という点です。
この点、まず大宮さんから運輸局？にもご確認頂いたところ、
特に関係法律は無いとの調査結果を頂いていたかと思えます。
その後、当方からも直接、国交省に問合せ確認を行いました、
国交省の所管法令は無く、どこかの省庁が所管しているかも不明、との回答を得ました。

スキー場の運営上不可欠であり、常態的に使用することになる設備（雪上車）について、
このように、利用者の安全性を担保する法律や所管省庁が無い状況であるため、
雪上車による旅客輸送というスタイルのスキー場を自然公園法上の「スキー場事業」として
認可することは困難、という結論になりました。

お待たせして申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

環境省 自然環境局 国立公園課
専門官 浜 一郎
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03-5521-8277 FAX: [REDACTED]
MAIL: [REDACTED]

-----Original Message-----

From: 大宮 久俊 (自然公園グループ)
[mailto:oomiya.hisatoshi@pref.hokkaido.lg.jp]
Sent: Friday, September 30, 2016 11:35 AM
To: 浜 一郎
Subject: Fw: (北海道) スキー場事業の件で

環境省国立公園課 浜 公園事業専門官 さま

大変お世話になっております。メールで失礼いたします。
以前からお問い合わせさせていただいているキャットスキーの関係はいかがでしょうか？
先日、地元紙に別添のとおり譲渡が進んでいて、今冬から営業を開始する予定との記事が
載りましたので、参考までにお送りします。
近々に関係者との打合せを予定しており、その中で自然公園法上の取扱いを示す必要があ
ること
から、来週中頃までにご回答をいただければ助かります。
ご多忙のところ大変申し訳ございませんが、よろしくご指導願います。

概要等

- ・チセヌプリスキー場は、蘭越町が公園事業認可を得て執行していましたが、リフト老朽化等のため、今年の11月30日までの休止届が提出され受理しています。
- ・JRTトレーディングは、当面リフトの改修を行わず、キャットスキーでの営業を予定していますので、土地所有者の道林務部局、譲渡者の蘭越町とも今後のリフトの扱いについて明らかにした上で、譲渡契約、土地貸借契約及び公園事業認可を進めていく必要があると考えます。
- ・記事にもあるとおりJRTトレーディングは、今冬から近隣の島牧村でキャットスキーツアーを開始しています。

<http://www.vill.shimamaki.lg.jp/oshirase/20160208>

-----Original Message-----

送信元：“大宮__久俊（自然公園グループ）”<oomiya.hisatoshi@pref.hokkaido.lg.jp>

送信先：

CC：

件名：（北海道）スキー場事業の件で

送信日時：2016年06月27日 17:23:59(+0900)

国立公園課事業係長 新田 さま
齋藤 さま

日頃から大変お世話になっております。
先ほど電話した件で、概要をお送りさせていただきます。

ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する事案で、
以下の内容が公園事業として認められるかどうかの確認です。

現在執行しているスキー場事業区域内において、リフトを廃止して
人を雪上車のみで輸送し、営業行為を行うことです。

当方としては、事業区域内において、リフトであるか、雪上車であるかを問わず、
広く一般の人を対象として営業する以上、公園事業として認可することが適当と考えま
す。

近年、バックカントリースキー、CATスキーでの利用形態が増加してきている状況も
あることから、考え方を整理したく問い合わせさせていただきました。

ご多忙のところ申し訳ございませんが、ご教授をよろしく申し上げます。

(※セキュリティ対策のためBCCでお送りしております。)

概要等

- ・チセヌプリスキー場は、蘭越町が公園事業認可を得て執行していましたが、リフト老朽化等のため、今年の11月30日までの休止届が提出され受理しています。
- ・JRTトレーディングは、当面リフトの改修を行わず、キャットスキーでの営業を予定していますので、土地所有者の道林務部局、譲渡者の蘭越町とも今後のリフトの扱いについて明らかにした上で、譲渡契約、土地貸借契約及び公園事業認可を進めていく必要があると考えます。
- ・記事にもあるとおりJRTトレーディングは、今冬から近隣の島牧村でキャットスキーツアーを開始しています。

<http://www.vill.shimamaki.lg.jp/oshirase/20160208>

-----Original Message-----

送信元: "大宮_久俊 (自然公園グループ)" <oomiya.hisatoshi@pref.hokkaido.lg.jp>
送信先:
CC:
件名: (北海道) スキー場事業の件で
送信日時: 2016年06月27日 17:23:59(+0900)

国立公園課事業係長 新田 さま
齋藤 さま

日頃から大変お世話になっております。
先ほど電話した件で、概要をお送りさせていただきます。

ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する事案で、
以下の内容が公園事業として認められるかどうかの確認です。

現在執行しているスキー場事業区域内において、リフトを廃止して
人を雪上車のみで輸送し、営業行為を行うことです。

当方としては、事業区域内において、リフトであるか、雪上車であるかを問わず、
広く一般の人を対象として営業する以上、公園事業として認可することが適当と考えま
す。

近年、バックカントリースキー、CATスキーでの利用形態が増加してきている状況も
あることから、考え方を整理したく問い合わせさせていただきました。

ご多忙のところ申し訳ございませんが、ご教授をよろしく申し上げます。

(※セキュリティ対策のためBCCでお送りしております。)

北海道環境生活部環境局
生物多様性保全課自然公園グループ
主査（公園保全） 大宮久俊
〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目
TEL : 011-231-4111（内線24-365）

FAX : 011-232-6790

Mail:oomiya.hisatoshi@pref.hokkaido.lg.jp

北海道環境生活部環境局
生物多様性保全課自然公園グループ
主査（公園保全） 大宮久俊
〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目
TEL : 011-231-4111（内線24-365）

FAX : 011-232-6790

Mail:oomiya.hisatoshi@pref.hokkaido.lg.jp
